

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

1次募集(令和3年4月～6月雇用)についても、7月29日(木)まで受け付けていますので、雇用日から起算して30日以内に申請してください。

《助成の対象となる雇用日》 *2次募集*

令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

対象労働者の雇用1人につき
(1事業主につき、令和3年度中に5人まで)

60万円

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区 分	要 件	中小企業者の範囲 ※（A）または（B）の要件を満たす企業		
交付対象要件 ※いずれにも 該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主（県内に事業所を有しているものに限る。） ・中小企業者（個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。） ・会社以外の法人（社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など） ・人格のない社団等（平成30年3月31日以前に設立された団体）	業種	資本または出資額 （A）	常時使用する 労働者（B）
		小売業	5,000万円以下	50人以下
		サービス業	5,000万円以下	100人以下
		卸売業	1億円以下	100人以下
		その他の業種	3億円以下	300人以下
	イ 対象労働者（裏面参照）を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤（所定労働時間が週30時間以上のもの）の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと			
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主			
	エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主（適用事業所でない事業主を除く。）			
	オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。）を、支払期日までに支払っている事業主			
対象外要件 ※いずれにも 該当しない こと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主			
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主			
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資金的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主			
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主			
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主			
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主			
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主			
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主			
	【過去にこの事業（令和2年度事業を含む。）を利用している場合】			
	I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇（勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。）をした事業主			

《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電話：077-528-3767

・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp

[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点（代表の方法、総会の運営、財産の管理等）が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件を満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 ✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者 ✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者 ✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者 ✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年6月30日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当した者 ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

【交付申請時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和3年7月1日から同年9月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）

・雇用日から起算して30日以内に提出してください。

●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）

・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内に提出してください。

●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

④県から「助成金」を交付（振込）

■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/319006.html>]

滋賀県早期再就職 助成金 検索